平成２８年（フ）第２８号
京都市西京区川島有栖川町27番地　桂エクセレンス203
債務者　吉本　美和
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３０号
京都市南区東九条上御霊町２番地９　グランドパルティールⅠ　706号、前住所大阪府枚方市走谷１丁目20番10―204号
債務者　飯田　佳奈
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３９８号
愛知県豊田市駒場町元城40番地２
債務者　清水登美子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４７７４号
大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅18―803号
債務者　吉本　奈穂
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７８３号
大阪府東大阪市島之内２丁目９番21号吉田第２大発マンション　102
債務者　谷口　香織
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７９４号
大阪市此花区伝法３丁目２番12号
債務者　髙宮　高志
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８０３号
大阪市住之江区北島３丁目16番16号
債務者　Ｄ―ｗｏｒｋｓこと　奥山　大寛
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８４２号
大阪市阿倍野区王子町１丁目１番８号
債務者　淺野　安幸
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８５９号
大阪市東淀川区小松３丁目21番14号サンブレス402号
債務者　西條　健一（旧姓濵野）
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８６０号
大阪府東大阪市西石切町２丁目４番１―616号
債務者　藤本　昂洋
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８８２号
大阪府八尾市旭ヶ丘３丁目15番地の１　メゾンミュール105号
債務者　板倉　知香
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２６８号
大阪市旭区大宮４丁目21番25号
債務者　西尾　　寛
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５４００号
大阪府八尾市東山本新町６丁目９番14号
債務者　山本　松子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１号
大阪市東成区大今里南６丁目24番15号
債務者　友安　健之
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１号
大阪市東住吉区北田辺６丁目１番27号
債務者　山本　康雄
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９７号
大阪府八尾市志紀町西１丁目３番地府営住宅６―905号
債務者　石井　　榮
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０３号
大阪府大東市津の辺町17番14号　ベルハイム畷116号
債務者　前田　健一
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１５号
大阪市東淀川区下新庄４丁目18番14号
債務者　湯浅亜寿沙
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部